

平成 18 年 4 月 10 日

地方社会保険事務局長 殿  
各都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長 殿  
都道府県老人医療主管部（局）  
老人医療主管課（局）長 殿  
地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局総務課長

「レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関する  
ガイドライン」等の策定について

平成 18 年 4 月 10 日付けで、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（平成 18 年厚生労働省令第 111 号）が公布され、レセプトのオンラインによる提出が始まることとなった。

これに伴い、レセプトに係る個人情報の保護を図る観点から、別添 1 のとおり「レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン」を定めるとともに、このガイドラインに則った「レセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程例（保険医療機関及び保険薬局用：別添 2）」及び「レセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程例（保険者用：別添 3）」を作成したので通知する。

また、このことに関する留意事項は下記のとおりであるので、関係者への周知につき遺漏のないよう配慮されたい。

記

1 審査支払機関について

審査支払機関は、別添 1 の「レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン」に沿って、オンライン請求システムに係る安全対策の規程を策定し、それに基づき適正な実施体制等を確保すること。

## 2 オンラインによるレセプトの提出を行う保険医療機関及び保険薬局について

- (1) オンラインによるレセプトの提出を行う保険医療機関及び保険薬局は、別添1の「レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン」に沿って、オンライン請求システムに係る安全対策の規程を策定すること。

なお、規程の策定に際しては、別添2の「レセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程例(保険医療機関及び保険薬局用)」を参考にされたい。

- (2) 近時、コンピュータウィルスに感染した情報交換ソフトによる情報漏洩の事例が発生しているが、こうしたことを防止するためには、オンラインによるレセプトの提出に用いる送信機器(パソコン)は、オンライン請求に関する業務以外には使用せず、したがって業務に必要とするソフトウェア以外のソフトウェアはインストールしないようにすることが重要である。なお、これについては、別添2の「レセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程例(保険医療機関及び保険薬局用)」の4に定めている。

## 3 オンラインによるレセプトの受取を行う保険者について

- (1) オンラインによるレセプトの受取を行う保険者は、別添1の「レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン」に沿って、オンライン請求システムに係る安全対策の規程を策定すること。

なお、策定に際しては、別添3の「レセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程例(保険者用)」を参考にされたい。

- (2) 前記2の(2)と同様に、オンラインによるレセプトの受取に用いる通信機器(パソコン)は、オンライン請求に関する業務以外には使用せず、したがって業務に必要とするソフトウェア以外のソフトウェアはインストールしないようにすることが重要である。なお、これについては、別添3の「レセプトのオンライン請求システムに係る安全対策の規程例(保険者用)」の4に定めている。